

関係各位

県送水（配水）管に係わる近接工事について

埼玉県水道用水供給事業（及び埼玉県南部工業用水道事業）の推進につきましては、日ごろ格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当浄水場では、近接工事による県送水（配水）管路施設（以下「県水」という。）の漏水事故を未然に防止するため、下記事項を十分ご理解のうえ設計、施工して頂くようお願いしております。

記

- 1 工事箇所付近に近接して県水がある場合は、発注者において事前に協議し、設計書、仕様書等に県水の保安に必要な措置を記載し施工者に明示してください。
- 2 県水の周辺で工事を行う場合は、工事協議文書により当浄水場職員と協議してください。なお、本工事前に試掘を行うことを原則とします。
- 3 当浄水場職員が指示した場合には、試掘結果等をもとに、施工方法、保安措置、埋設物の保護方法、緊急時の連絡方法等、工事の詳細について記載された施工通知書を作成し、提出してください。
- 4 近接して布設または構造物、仮設物を施工する場合は、原則として近接する県水の口径に応じて、表のとおり離隔を保ってください。

県水の口径	離隔	県水の口径	離隔
500 mm未満	30 cm以上	800 mm以上 1800 mm未満	50 cm以上
500 mm以上 800 mm未満	40 cm以上	1800 mm以上	80 cm以上

諸事情により離隔が確保できない場合は、施工方法について、当浄水場職員と事前協議してください。

- 5 試掘および本工事に際しては当浄水場職員が立ち会いますので、施工一週間前までに当浄水場へ連絡、確認してください。
- 6 地盤の掘削においては土砂の崩壊及び沈下等により、県水へ影響が生じないように、適切な措置を行ってください。
- 7 工事の施工範囲内に、管の継ぎ手が出た場合は、浄水場職員の指示により施工してください。なお、県水を露出させる場合、堅固な吊り金具、特殊割り押輪、または支保工等を用いて防護してください（曲管部は特に注意）。
- 8 埋め戻しは管上 30 cmまで砂埋め戻しとし、十分に締め固め（水締め等）を行い、埋め戻し後に沈下が生じないようにしてください。
- 9 工事に起因して万一漏水事故等が発生した場合には、当方の復旧費用並びに、断水により受水団体（受水事業者）に生じた損害等を補償していただきます。
- 10 工事完成後は、県水と埋設物の関係がわかるように、工事写真、竣工図等を提出してください。

連絡先 埼玉県新三郷浄水場 工務担当

TEL 048-953-6565

FAX 048-953-6540

（但し、夜間及び土日、休日の連絡先は浄水場管理室になります。）